

【 総務委員会 】

(1) 審議概観

第151回国会において本委員会に付託された案件は、内閣提出法律案14件（うち本院先議2件）、本院議員提出法律案1件、衆議院総務委員会提出法律案2件及び承認案件1件の合計18件であり、そのうち内閣提出法律案14件（うち本院先議2件）、衆議院総務委員会提出法律案2件の合計16件を可決し、承認案件1件を承認した。

また、本委員会付託の請願2種類65件は、いずれも保留とした。

〔法律案等の審査〕

地方税法等の一部を改正する法律案は、自動車の環境に及ぼす影響に応じた自動車税の特例措置の創設、被災住宅用地に係る固定資産税及び都市計画税の特例措置の創設、一定の者に関する輸入軽油に係る軽油取引税の課税の時期の見直し等の措置を講ずるほか、非課税等特別措置の整理合理化等を行おうとするものである。

地方交付税法等の一部を改正する法律案は、地方財政収支が引き続き著しく不均衡な状況にあることにかんがみ、平成13年度分の地方交付税の総額の特例措置を講ずるほか、平成14年度及び平成15年度における一般会計から交付税特別会計への繰入れに関する特例措置を講ずるとともに、平成13年度から平成15年度までに限り地方債の特例措置を講ずることとし、あわせて、各種の制度改正等に伴って必要となる行政経費等の財源を措置するため、地方交付税の単位費用を改正するとともに、国庫負担金及び国庫補助金の区分の明確化、公営企業金融公庫資金の調達手段の多様化、首都圏等財特法の期限延長の措置等を行おうとするものである。

公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案は、公害防止対策事業の促進を図るため、関係地方公共団体に対する国庫補助負担金、地方債及び地方交付税の特例等、国の財政上の特別措置を定める同法の有効期限を10年間延長しようとするものである。

委員会においては、3法律案に加え、特定非営利活動を促進するため、条例で定めるところにより、一定の特定非営利活動法人等に対する寄付金の支出を、個人の道府県民税及び市町村税の寄付金控除の対象とする等を内容とする特定非営利活動の促進のための地方税法の一部を改正する法律案（参第14号）を一括して議題とし、引き続き地方財源不足に対応した財源補てん策の在り方、地方税財源の充実と税源移譲、地方団体における環境対策とグリーン化税制、外形標準課税の経済活動に与える影響、法定外税導入に対する評価と今後の取組、地方公営企業の現状と今後の見通し、地方税におけるNPO支援税制の必要性等の質疑が行われた。内閣提出の3法律案について、質疑終局後、討論の後、地方税法等の一部を改正する法律案及び地方交付税法等の一部を改正する法律案は多数をもって、また、公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案は全会一致をもって可決された。なお、地方税法等の一部を改正する法律案に対して3項目の附帯決議が付されている。

恩給法等の一部を改正する法律案は、最近の経済情勢等にかんがみ、本年4月分から、

普通恩給等の最低保障額、公務関係扶助料に係る遺族加算、傷病者遺族特別年金の基本年額及び扶養加給等についてそれぞれ増額を行おうとするものである。

委員会においては、恩給制度の改善の在り方、恩給法等における国籍条項に基づく取扱い、今後における戦後処理の方向性等の質疑が行われた。質疑終局後、本法律案は全会一致をもって可決された。

郵便振替法及び簡易郵便局法の一部を改正する法律案は、郵便振替の加入者である金融機関の利便の向上を図るため払出しの特例を設けることとするとともに、国民年金の保険料について、これを納付すべき者の郵便振替口座の預り金から払い出すことにより納付することができることとするほか、簡易郵便局における委託事務に国民年金の保険料の収納に関する郵政窓口事務を加えることとする等を行おうとするものである。

委員会においては、郵便局と民間金融機関との間のATM相互利用の現状と取扱手数料、公社移行後の資金決済方法変更の可能性、郵政三事業の民営化問題等の質疑が行われた。質疑終局後、本法律案は全会一致をもって可決された。

電気通信役務利用放送法案は、最近の通信・放送分野における技術革新等による電気通信回線の広帯域化の進展にかんがみ、通信と放送の伝送路の共用に係る規制の合理化を図るため、電気通信役務を利用して行う放送の制度を設けようとするものがある。

委員会においては、放送事業者に対する外資規制の在り方、通信と放送の融合を進める上での課題等の質疑が行われた。質疑終局後、討論の後、本法律案は多数をもって可決された。

通信・放送融合技術の開発の促進に関する法律案は、高度情報通信ネットワーク社会の形成に寄与するため、インターネットを利用する電気通信の送信の役務及びデジタル信号による送信をする放送の役務を併せて利用することができるようにするための基盤となる通信・放送技術の開発を促進するための措置を講じようとするものである。

電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法律案は、電気通信による情報の流通の円滑化のための基盤の一層の充実を図るため、電気通信基盤充実臨時措置法が廃止するものとされる期限を延長するほか、信頼性向上施設及び高度通信施設整備事業に係る助成金交付対象施設の範囲を拡大するとともに、人材研修事業の要件等を改める等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、両法律案を一括して議題とし、IT革命が社会、雇用、個人の生活等に与える影響、通信・放送融合実用化技術の研究開発成果の帰属と還元方法、光ファイバ網の整備状況と支援の実績等の質疑が行われた。質疑終局後、討論の後、両法律案はいずれも多数をもって可決された。なお、通信・放送融合技術の開発の促進に関する法律案に対して1項目の附帯決議が付されている。

電波法の一部を改正する法律案は、最近における電波利用の増加等の状況にかんがみ、電波の適正な利用の確保を図るため、一定の要件に該当する周波数割当計画等の変更に伴う無線設備の変更の工事をする免許人等に対して、給付金の支給等の援助を行うことができるようにするとともに、無線設備の技術基準適合証明制度等において民間能力の一層の活用を図るため、指定証明機関等に係る制度を合理化する等の改正を行おうとするものである。

委員会においては、地上放送デジタル化のスケジュール、デジタル化のメリットと国民

の理解を得るための広報の徹底、デジタル化がもたらす経済波及効果及び雇用創出効果、アナログ放送停止への柔軟な対応、周波数割当におけるオークション方式導入の是非等の質疑が行われた。質疑終局後、本法律案に対する修正案が提出され、討論の後、修正案は賛成少数により否決され、本法律案は多数をもって可決された。なお、本法律案に対して7項目の附帯決議が付されている。

電気通信事業法等の一部を改正する法律案は、電気通信事業の公正な競争の促進を図る等のため、市場支配的な電気通信事業者の業務の適正な運営の確保、卸電気通信役務制度の導入、電気通信事業者間の紛争処理の円滑化及び基礎的電気通信役務の提供の確保のための措置を講ずるほか、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社が営むことができる業務を追加する等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、電気通信事業における新たな競争政策についての考え方、NTTに対する外資規制の在り方、ユニバーサルサービスの範囲、NTTにおけるNTTドコモへの出資比率引下げの可否等の質疑が行われた。質疑終局後、本法律案に対する修正案が提出され、討論の後、修正案は賛成少数により否決され、本法律案は多数をもって可決された。なお、本法律案に対して12項目の附帯決議が付されている。

地方税法の一部を改正する法律案は、最近の経済情勢等を踏まえ、個人投資家の市場参加の促進等の観点から、個人住民税について所得割の納税義務者が、平成13年10月1日から平成15年3月31日までの期間内に、所有期間が1年を超える上場株式等の譲渡をした場合において、当該譲渡所得の金額から100万円を控除しようとするものである。

委員会においては、国と地方の間の税財源の見直し、改正案の株式市場活性化に対する有効性、証券税制をめぐる抜本の見直しの必要性、国の政策減税を地方へ連動させることの是非等の質疑が行われた。質疑終局後、討論の後、本法律案は多数をもって可決された。

行政機関が行う政策の評価に関する法律案は、社会経済情勢に応じた効果的かつ効率的な行政の推進に資する等のため、行政機関が行う政策の評価の客観的かつ厳格な実施を推進しその結果の政策への適切な反映を図るとともに、政策の評価に関する情報を公表する等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、政策評価の在り方及び評価結果の取扱い、行政監察及び会計検査と政策評価との違い、制度運営における総務省の主導的地位の確認等の質疑が行われた。質疑終局後、本法律案に対する修正案が提出され、採決の結果、修正案は賛成少数により否決され、本法律案は全会一致をもって可決された。

行政書士法の一部を改正する法律案（衆第34号）は、行政に関する手続の円滑な実施及び国民の利便向上の要請への適確な対応を図るため、行政書士が作成することができる書類に係る官公署への提出手続の代理、代理人としての契約その他の書類の作成等の業務を行政書士の業務として明確化する等の措置を講じようとするものである。

委員会では、衆議院総務委員長より趣旨説明を聴取した後、本法律案は全会一致をもって可決された。

消防法の一部を改正する法律案は、化学物質の火災及び生産流通の実態等にかんがみ、危険物の保安の確保を図るため、危険物の品名を追加するとともに、引火性液体の性状を有する危険物の規制の合理化を図るため、引火点の上限を定める等の措置を講じようとするものである。

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律の一部を改正する法律案(衆第35号)は、消防団員等による消防又は水防の活動に係る環境の更なる整備を図るため、消防団等公務災害補償等共済基金等が行う福祉事業に、消防団員等がその所有する自動車等に損害を受けた場合の見舞金の支給を追加しようとするものである。

委員会では、両法律案を一括して議題とし、消防法の一部を改正する法律案について総務大臣より、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律の一部を改正する法律案について衆議院総務委員長より、それぞれ趣旨説明を聴取した後、危険物行政の現状と課題、法改正の趣旨と地方分権との関係、消防団の活性化に向けての対策等の質疑が行われた。質疑終局後、消防法の一部を改正する法律案に対する討論の後、消防法の一部を改正する法律案は多数をもって、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律の一部を改正する法律案は全会一致をもってそれぞれ可決された。

特定機器に係る適合性評価の欧州共同体との相互承認の実施に関する法律案は、今国会で承認された「相互承認に関する日本国と欧州共同体との間の協定」の実施に必要な国内法の整備を講ずるために提出されたものである。その内容は、同協定の適確な実施を確保するため、通信端末機器、無線機器及び電気製品に係る国外適合性評価事業に関する認定等に必要な事項を定めるほか、電気通信事業法、電波法及び電気用品安全法の特例を定める等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、相互承認に伴う安全性の確保の必要性と事故発生時における責任の所在、国内製造業者への影響とその対策等の質疑が行われた。質疑終局後、本法律案は全会一致をもって可決された。

放送法第37条第2項の規定に基づき、承認を求めるの件は、日本放送協会の平成13年度収支予算、事業計画及び資金計画について、国会の承認を求めるものである。

委員会においては、デジタル時代における公共放送の在り方、地上放送のデジタル化への取組、協会経営の透明性確保、青少年の健全育成に資する番組の制作、字幕・解説放送の拡充等の質疑が行われた。質疑終局後、本件は全会一致をもって承認された。なお、本件に対して9項目の附帯決議が付されている。

〔決議〕

本委員会において、3月27日、現下の極めて厳しい地方財政の状況及び実行の段階を迎えた地方分権改革の一層の推進に資するよう、地方財政の中長期的な安定と発展を図り、地方団体の自主的・主体的な諸政策を着実に実行できるよう、6項目にわたる**地方財政の拡充強化に関する決議**を行った。

〔国政調査等〕

3月15日、行政制度、地方行財政、消防行政、情報通信行政等の基本施策について片山総務大臣から所信を聴取し、平成13年度総務省関係予算について遠藤総務副大臣から、並びに平成13年度人事院業務概況及び関係予算について人事院総裁から、それぞれ説明を聴取し、同日及び22日に片山総務大臣の所信及び平成13年度人事院業務概況について質疑を行った。

3月22日、予算委員会から委嘱を受けた平成13年度内閣所管(人事院)、総務省所管(日本学術会議、公正取引委員会及び公害等調整委員会を除く)及び公営企業金融公庫関係予算の審査を行い、地方からの情報発信の推進による「情報の地方分権」の促進、地上放送

のデジタル化に対する政府の対応、地方公共団体と郵便局の連携の在り方、国庫補助負担金の整理合理化、国と地方の財源配分の在り方、市町村合併の促進と今後の見通し、普通郵便局・特定郵便局の設置区分と特定郵便局長の任用の在り方、国家公務員への女性の積極的採用と女性の働きやすい職場の環境整備、平和祈念事業特別基金の現状と今後の進め方、情報公開法施行の準備状況、「消防力の基準」の重点と消防防災施設等整備費等の助成基準等の質疑を行った。

また、同日、平成13年度の地方財政計画について片山総務大臣から概要説明及び遠藤総務副大臣から補足説明を聴取した。

5月24日、公益法人の総点検結果と今後の対応、特殊法人改革と財投改革問題、横浜市の勝馬投票券発売税新設問題、小泉総理の地方交付税の見直し発言と総務大臣の受止め方、ポスト地方分権推進委員会の組織の在り方、郵政三事業の民営化問題、郵便事業への新規参入の検討状況、特定郵便局長会の活動と総務省の指導、地方公務員における勤務時間の縮減方策、地方税財源の充実、市町村合併の目標数と政府における取組状況等の質疑を行った。

(2) 委員会経過

○平成13年2月8日(木)(第1回)

- 理事を選任した。
- 行政制度、公務員制度、地方行財政、選挙、消防、情報通信及び郵政事業等に関する調査を行うことを決定した。

○平成13年3月15日(木)(第2回)

- 行政制度、地方行財政、消防行政、情報通信行政等の基本施策に関する件について片山総務大臣から所信を聴いた。
- 平成13年度総務省関係予算に関する件について遠藤総務副大臣から説明を聴いた。
- 平成13年度人事院業務概況及び関係予算に関する件について中島人事院総裁から説明を聴いた。
- 行政制度、地方行財政、消防行政、情報通信行政等の基本施策に関する件及び平成13年度人事院業務概況に関する件について片山総務大臣、遠藤総務副大臣及び小坂総務副大臣に対し質疑を行った。

○平成13年3月22日(木)(第3回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 行政制度、地方行財政、消防行政、情報通信行政等の基本施策に関する件及び平成13年度人事院業務概況に関する件について片山総務大臣、小坂総務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。
- 平成13年度一般会計予算(衆議院送付)
平成13年度特別会計予算(衆議院送付)
平成13年度政府関係機関予算(衆議院送付)
(内閣所管(人事院)、総務省所管(日本学術会議、公正取引委員会及び公害等調整委員会を除く)及び公営企業金融公庫)について片山総務大臣、小坂総務副大臣、村上財務副大臣、遠藤総務副大臣、中島人事院総裁及び政府参考人に対し質疑を行った。
本委員会における委嘱審査は終了した。
- 平成13年度の地方財政計画に関する件について片山総務大臣から概要説明を聴いた後、遠藤総務副大臣から補足説明を聴いた。
- 地方税法等の一部を改正する法律案(閣法第26号)(衆議院送付)
- 地方交付税法等の一部を改正する法律案(閣法第27号)(衆議院送付)
- 公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第28号)(衆議院送付)

以上3案について片山総務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成13年3月27日(火)(第4回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 特定非営利活動の促進のための地方税法の一部を改正する法律案(参第14号)について発議者参議院議員岡崎トミ子君から趣旨説明を聴いた。
- 地方税法等の一部を改正する法律案(閣法第26号)(衆議院送付)

地方交付税法等の一部を改正する法律案（閣法第27号）（衆議院送付）

公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第28号）（衆議院送付）

特定非営利活動の促進のための地方税法の一部を改正する法律案（参第14号）

以上4案について発議者参議院議員岡崎トミ子君、片山総務大臣、遠藤総務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、

地方税法等の一部を改正する法律案（閣法第26号）（衆議院送付）

地方交付税法等の一部を改正する法律案（閣法第27号）（衆議院送付）

公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第28号）（衆議院送付）

以上3案について討論の後、いずれも可決した。

（閣法第26号）賛成会派 自保、公明、二連

反対会派 民主、共産、社民、無会、自由

（閣法第27号）賛成会派 自保、公明、二連

反対会派 民主、共産、社民、無会、自由

（閣法第28号）賛成会派 自保、民主、公明、共産、社民、無会、自由、二連

反対会派 なし

なお、地方税法等の一部を改正する法律案（閣法第26号）（衆議院送付）について附帯決議を行った。

○地方財政の拡充強化に関する決議を行った。

○恩給法等の一部を改正する法律案（閣法第2号）（衆議院送付）について片山総務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成13年3月29日（木）（第5回）

○理事の補欠選任を行った。

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○恩給法等の一部を改正する法律案（閣法第2号）（衆議院送付）について片山総務大臣、上野内閣官房副長官、遠藤総務副大臣、滝総務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

（閣法第2号）賛成会派 自保、民主、公明、共産、社民、無会、自由、二連

反対会派 なし

○参考人の出席を求めることを決定した。

○放送法第37条第2項の規定に基づき、承認を求めるの件（閣承認第1号）（衆議院送付）について片山総務大臣から趣旨説明を、参考人日本放送協会会長海老沢勝二君から説明を聴き、同大臣、小坂総務副大臣、景山総務大臣政務官、政府参考人、参考人日本放送協会会長海老沢勝二君、同協会専務理事・技師長中村宏君、同協会専務理事松尾武君、同協会理事芳賀譲君及び同協会理事笠井鉄夫君に対し質疑を行った後、承認すべきものと議決した。

（閣承認第1号）賛成会派 自保、民主、公明、共産、社民、無会、自由、二連

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○平成13年4月10日（火）（第6回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 郵便振替法及び簡易郵便局法の一部を改正する法律案（閣法第40号）について片山総務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成13年5月11日（金）（第7回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 郵便振替法及び簡易郵便局法の一部を改正する法律案（閣法第40号）について片山総務大臣、遠藤総務副大臣、小坂総務副大臣、景山総務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

（閣法第40号）賛成会派 自保、民主、公明、共産、社民、無会、自由
反対会派 なし
欠席会派 二連

○平成13年5月17日（木）（第8回）

- 理事の補欠選任を行った。

○平成13年5月24日（木）（第9回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 公益法人の総点検に関する件、特殊法人改革と財投改革に関する件、横浜市の勝馬投票券発売税新設に関する件、地方交付税の見直しに関する件、郵政三事業の民営化に関する件、特定郵便局長に関する件、地方公務員の勤務時間に関する件、地方税財源の充実に関する件、市町村合併に関する件等について片山総務大臣、小坂総務副大臣、遠藤総務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。
- 電気通信役務利用放送法案（閣法第67号）について片山総務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成13年5月29日（火）（第10回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 電気通信役務利用放送法案（閣法第67号）について片山総務大臣、小坂総務副大臣、景山総務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

（閣法第67号）賛成会派 自保、民主、公明、社民、自由
反対会派 共産
欠席会派 無会、二連

- 通信・放送融合技術の開発の促進に関する法律案（閣法第16号）（衆議院送付）
電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法律案（閣法第17号）（衆議院送付）
以上両案について片山総務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成13年5月31日（木）（第11回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 通信・放送融合技術の開発の促進に関する法律案（閣法第16号）（衆議院送付）

電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法律案（閣法第17号）（衆議院送付）

以上両案について片山総務大臣、小坂総務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、いずれも可決した。

（閣法第16号）賛成会派 自保、民主、公明、自由

反対会派 共産

欠席会派 社民、無会、二連

（閣法第17号）賛成会派 自保、民主、公明、自由

反対会派 共産

欠席会派 社民、無会、二連

なお、通信・放送融合技術の開発の促進に関する法律案（閣法第16号）（衆議院送付）について附帯決議を行った。

- 電波法の一部を改正する法律案（閣法第15号）（衆議院送付）について片山総務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成13年6月5日（火）（第12回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 電波法の一部を改正する法律案（閣法第15号）（衆議院送付）について片山総務大臣、小坂総務副大臣、西野環境大臣政務官、景山総務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成13年6月7日（木）（第13回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 電波法の一部を改正する法律案（閣法第15号）（衆議院送付）について片山総務大臣、小坂総務副大臣、景山総務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

（閣法第15号）賛成会派 自保、民主、公明、社民、無会、自由

反対会派 共産

欠席会派 二連

なお、附帯決議を行った。

- 電気通信事業法等の一部を改正する法律案（閣法第95号）（衆議院送付）について片山総務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成13年6月12日（火）（第14回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 電気通信事業法等の一部を改正する法律案（閣法第95号）（衆議院送付）について片山総務大臣、小坂総務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成13年6月14日（木）（第15回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。

- 電気通信事業法等の一部を改正する法律案（閣法第95号）（衆議院送付）について片山総務大臣、安倍内閣官房副長官、小坂総務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

（閣法第95号）賛成会派 自保、民主、公明、社民、無会、自由
反対会派 共産
欠席会派 二連

なお、附帯決議を行った。

- 地方税法の一部を改正する法律案（閣法第98号）（衆議院送付）について片山総務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成13年6月19日（火）（第16回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 地方税法の一部を改正する法律案（閣法第98号）（衆議院送付）について片山総務大臣、遠藤総務副大臣、村上財務副大臣、林田財務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

（閣法第98号）賛成会派 自保、公明、無会
反対会派 民主、共産、自由
欠席会派 社民、二連

- 行政機関が行う政策の評価に関する法律案（閣法第87号）（衆議院送付）について片山総務大臣から趣旨説明及び衆議院における修正部分の説明を聴いた。

○平成13年6月21日（木）（第17回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 行政機関が行う政策の評価に関する法律案（閣法第87号）（衆議院送付）について片山総務大臣、遠藤総務副大臣、植竹外務副大臣、泉国土交通副大臣、村田内閣府副大臣、佐藤国土交通副大臣、林田財務大臣政務官、新藤総務大臣政務官、政府参考人及び会計検査院当局に対し質疑を行った後、可決した。

（閣法第87号）賛成会派 自保、民主、公明、共産、無会、自由
反対会派 なし
欠席会派 社民、二連

- 行政書士法の一部を改正する法律案（衆第34号）（衆議院提出）について提出者衆議院総務委員長御法川英文君から趣旨説明を聴いた後、可決した。

（衆第34号）賛成会派 自保、民主、公明、共産、無会、自由
反対会派 なし
欠席会派 社民、二連

- 消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律の一部を改正する法律案（衆第35号）（衆議院提出）について提出者衆議院総務委員長御法川英文君から趣旨説明を聴いた。

- 消防法の一部を改正する法律案（閣法第61号）（衆議院送付）について片山総務大臣

から趣旨説明を聴いた。

○平成13年6月26日（火）（第18回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 消防法の一部を改正する法律案（閣法第61号）（衆議院送付）
消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律の一部を改正する法律案（衆第35号）（衆議院提出）

以上両案について片山総務大臣、遠藤総務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、消防法の一部を改正する法律案（閣法第61号）（衆議院送付）について討論の後、いずれも可決した。

（閣法第61号）賛成会派 自保、民主、公明、無会、自由

反対会派 共産

欠席会派 社民、二連

（衆第35号）賛成会派 自保、民主、公明、共産、無会、自由

反対会派 なし

欠席会派 社民、二連

- 特定機器に係る適合性評価の欧州共同体との相互承認の実施に関する法律案（閣法第94号）（衆議院送付）について片山総務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成13年6月28日（木）（第19回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 特定機器に係る適合性評価の欧州共同体との相互承認の実施に関する法律案（閣法第94号）（衆議院送付）について片山総務大臣、植竹外務副大臣、松田経済産業副大臣、小坂総務副大臣、景山総務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

（閣法第94号）賛成会派 自保、民主、公明、共産、無会、自由

反対会派 なし

欠席会派 社民、二連

- 請願第1905号外64件を審査した。
- 行政制度、公務員制度、地方行財政、選挙、消防、情報通信及び郵政事業等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

(3) 成立議案の要旨・附帯決議

恩給法等の一部を改正する法律案（閣法第2号）

【要旨】

本法律案は、最近の経済情勢等にかんがみ、普通恩給及び扶助料の最低保障額の一部の引上げ等を行うことにより、恩給受給者に対する処遇の改善を図ろうとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

1 普通恩給等の最低保障額の増額

実在職年6年未満の者に係る普通恩給及び普通扶助料の最低保障額を、平成13年4月分以降、それぞれ56万7,400円（現行56万6,400円）、39万9,000円（現行39万8,000円）に引き上げる。

2 公務関係扶助料に係る遺族加算の増額

公務関係扶助料に係る遺族加算の年額を、平成13年4月分以降、14万5,200円（現行14万2,200円）に引き上げる。

3 傷病者遺族特別年金の基本年額等の増額

(1) 傷病者遺族特別年金の基本年額を、平成13年4月分以降、傷病年金又は第1款症以上の特例傷病恩給受給者の遺族については、40万2,000円（現行39万9,500円）に、第2款症以下の特例傷病恩給受給者の遺族については、30万1,500円（現行29万9,600円）に、それぞれ引き上げる。

(2) 傷病者遺族特別年金に係る遺族加算の年額を、平成13年4月分以降、9万6,310円（現行9万3,910円）に引き上げる。

4 扶養加給の増額

(1) 増加恩給又は第1款症以上の特例傷病恩給受給者の扶養家族のうち、2人までに係る加給の年額を、平成13年4月分以降、1人につき7万2,000円（現行6万6,000円）に、その他の扶養家族1人に係る加給の年額を同年同月分以降、3万6,000円（現行2万4,000円）に、それぞれ引き上げる。

(2) 公務関係扶助料受給者の扶養遺族のうち、2人までに係る加給の年額を、平成13年4月分以降、1人につき7万2,000円（現行6万6,000円）に、その他の扶養遺族1人に係る加給の年額を、同年同月分以降3万6,000円（現行2万4,000円）に、それぞれ引き上げる。

5 施行期日

本法律は、平成13年4月1日から施行する。

電波法の一部を改正する法律案（閣法第15号）

【要旨】

本法律案は、最近における電波利用の増加等の状況にかんがみ、電波の適正な利用の確保を図るため、一定の要件に該当する周波数割当計画等の変更に伴う無線設備の変更の工事をする免許人等に対して、給付金の支給等の援助を行うことができるようにするとともに、無線設備の技術基準適合証明制度等において民間能力の一層の活用を図るため、指定

証明機関等に係る制度の合理化を行う等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

第1 指定証明機関等に関する規定の合理化

指定証明機関及び指定較正機関について、指定の欠格事由のうち民法第34条の規定により設立された法人以外のものであることを廃止する等指定の基準に係る規定等を整備する。

第2 特定周波数変更対策業務

総務大臣が、一定の要件に該当する周波数割当計画又は放送用周波数使用計画の変更を行う場合において、電波の適正な利用の確保を図るため必要があると認めるときは、予算の範囲内で、無線局の周波数等の変更に係る無線設備の変更の工事をしようとする免許人等に対して、当該工事に要する費用に充てるための給付金の支給その他の必要な援助（特定周波数変更対策業務）を行うことができることとする。

第3 指定周波数変更対策機関の新設

総務大臣は、その指定する者（指定周波数変更対策機関）に、特定周波数変更対策業務を行わせることができることとする。

第4 電波利用料の用途の追加

電波利用料の用途として特定周波数変更対策業務の追加を行う。

第5 施行期日

この法律は、一部を除き、公布の日から起算して4月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】

政府は、本法施行に当たり、次の事項についてその実現に努めるべきである。

- 1 放送の社会的影響の重大性を強く自覚し、放送の不偏不党、真実及び自律をより一層確保するよう努めること。
- 2 免許人の抛出による特定財源としての電波利用料の性格にかんがみ、電波利用料額については、電波利用の拡大や利用形態の動向を踏まえ、その算定について見直しを行い、適正な水準を確保すること。
- 3 地上放送のデジタル化については、その必要性の周知・徹底を図るとともに、柔軟な対応によって視聴者負担の軽減に努めること。
- 4 アナログ周波数変更に関わる経費については、必要最小限とするよう努めること。
- 5 地上放送のデジタル化に当たっては、地方民間放送事業者の経営への影響が懸念されることから、放送事業者間での協力、公的支援の充実等を進めることにより放送事業者の負担の軽減を図ること。
- 6 電波の割当てについては、諸外国で採用が進んでいるオークション方式を含め、公正性・透明性を確保した方式について検討を進めること。
- 7 公益法人への特定周波数変更対策業務の移管については、行政改革大綱（平成12年12月）の趣旨を踏まえ、その業務の実施に当たり、透明性の確保と業務運営の効率化が図られるよう努めること。

右決議する。

通信・放送融合技術の開発の促進に関する法律案（閣法第16号）

【要旨】

本法律案は、高度情報通信ネットワーク社会の形成に寄与するため、インターネットを利用する電気通信の送信の役務及びデジタル信号による送信をする放送の役務を合わせて利用することができるようにするための基盤となる通信・放送技術の開発を促進するための措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

第1 目的

この法律は、通信・放送機構（以下「機構」という。）に、通信・放送融合技術の開発を行う者に対する支援に関する業務を行わせるための措置を講ずることにより、通信・放送融合技術を用いて提供される電気通信の役務の普及を図り、もって高度情報通信ネットワーク社会の形成に寄与することを目的とする。

第2 定義

- 1 この法律において「通信・放送融合技術」とは、インターネットを利用する電気通信の送信の役務及びデジタル信号による送信をする放送（公衆によって直接受信されることを目的とする無線通信又は有線電気通信の送信をいう。）の役務を合わせて利用することができるようにするための基盤となる通信・放送技術（通信・放送機構法（昭和54年法律第46号。以下「機構法」という。）第2条第5号に規定する通信・放送技術をいう。）をいう。
- 2 この法律において「通信・放送融合技術開発システム」とは、通信・放送融合技術の開発に必要な相当の規模の電気通信システム（電気通信設備の集合体であって、電気通信の業務を一体的に行うよう構成されたものをいう。）及びこれに係るプログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるよう組み合わされたものをいう。）であって、通信・放送融合技術の開発を行う者の共用に供されるものをいう。

第3 基本方針

- 1 総務大臣は、通信・放送融合技術の開発の促進を図るための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。
- 2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - (1) 通信・放送融合技術の開発に関する基本的な方向
 - (2) 通信・放送融合技術の内容に関する事項
 - (3) 第4の規定に基づき機構が整備する通信・放送融合技術開発システムの内容に関する事項
 - (4) その他通信・放送融合技術の開発の促進に関する重要事項

第4 機構の業務の特例

機構は、機構法第28条第1項に規定する業務のほか、この法律の目的を達成するため、基本方針に従って、次の業務を行う。

- (1) 通信・放送融合技術の開発を行う者に対する助成金を交付すること。
- (2) 通信・放送融合技術開発システムを整備し、通信・放送融合技術の開発を行う者の共用に供すること。

(3) 前2号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

第5 機構法の適用

機構に追加される業務について、機構法の適用について所要の規定を設ける。

第6 試験研究機関の協力等

機構は、第4の(2)に掲げる業務に関し、総務省の試験研究機関又は独立行政法人通信総合研究所に対して、必要な助言及び協力を求めることができるものとする。

第7 施行期日

この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】

政府は、「通信・放送機構」の業務について、平成12年12月に閣議決定された「行政改革大綱」の趣旨並びに同機構の設立の趣旨及び経緯を踏まえ、同機構の業務の在り方、国の事務・事業の執行体制の在り方、国民の利便性等を勘案し、この法律の施行後3年を経過したときを目途に、業務の改廃も含め必要に応じて見直しを行うべきである。

右決議する。

電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法律案（閣法第17号）

【要旨】

本法律案は、電気通信による情報の流通の円滑化のための基盤の一層の充実を図り、もって高度情報通信ネットワーク社会の形成に寄与するため、電気通信基盤充実臨時措置法が廃止するものとされる期限を延長するほか、信頼性向上施設及び高度通信施設整備事業に係る助成金交付対象施設の範囲を拡大するとともに、人材研修事業の要件等を改める等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

第1 目的

電気通信基盤充実臨時措置法の目的を、高度通信施設、信頼性向上施設及び高度有線テレビジョン放送施設の整備並びに特定専門技術業務に従事する者の能力の向上を促進する措置を講ずることにより、電気通信による情報の流通の円滑化のための基盤の充実を図り、もって高度情報通信ネットワーク社会の形成に寄与することとする。

第2 定義

1 信頼性向上施設

信頼性向上施設のうち、専ら電気通信設備である線路を収容して当該線路の損傷を防止するための施設について、当該線路の保守の作業が容易であるものとする。

2 人材研修事業

人材研修事業とは、特定専門技術業務に従事する者の特定専門技術業務に関する知識及び技能の向上を図る業務を行う事業で、当該業務を効果的に行うための電気通信設備その他の設備を備える施設を利用して行うものをいうものとする。

第3 実施計画の認定等

人材研修事業に係る実施計画の認定を廃止する。

第4 通信・放送機構の業務の特例

1 通信・放送機構（以下「機構」という。）は、人材研修事業の実施に必要な資金に充てるための助成金を交付するものとする。

2 次に掲げる電気通信基盤充実事業において、機構が行う助成金の交付の対象施設を次に掲げる施設とする。

① 高度通信施設整備事業 端末系光幹線路（光ファイバを用いた線路で、端末設備に接続されるものの幹線部分をいう。）、端末系光端局装置（光伝送の方式における電気信号と光信号との変換の機能を有する装置で、端末系光幹線路に接続されるものをいう。）、光端末回線装置（光伝送の方式における電気信号と光信号との変換の機能を有する装置で、光ファイバを用いた線路が接続される端末設備であるものをいう。）、デジタル加入者回線多重化装置（デジタル加入者回線伝送方式における複数の電気通信信号を多重化する機能を有する変復調装置で、端末設備でないものをいう。）、デジタル加入者回線信号分離装置（デジタル加入者回線伝送方式における音響と符号とを周波数により分離する機能を有する装置で、端末設備でないものをいう。）、加入者系無線アクセス通信用無線設備（インターネットの利用を可能とする機能を有する無線設備で、陸上に開設する移動中の運用を行わない無線局（その無線設備が端末設備であるもの及びその通信の相手方であるものに限る。）に用いられるものをいう。）及びケーブルモデム（インターネットの利用を可能とする機能を有する変復調装置で、有線テレビジョン放送の送信をする電気通信設備に接続されるものをいう。)

② 高度有線テレビジョン放送施設整備事業 光幹線路（光ファイバを用いた線路の幹線部分をいう。）、デジタル送信用光伝送装置（デジタル信号による送信をする放送を受信し、これをデジタル信号による送信をする有線テレビジョン放送に変換する機能及び光伝送の方式における電気信号を光信号に変換する機能を有する装置で、光幹線路に接続されるものをいう。）及び受信用光伝送装置（光伝送の方式における光信号を電気信号に変換する機能を有する装置で、受信の場所で光ファイバを用いた線路に接続されるものをいう。)

第5 区分経理

機構は、第4の1に掲げる業務に係る経理については、通信・放送機構法（昭和54年法律第46号）第33条の2に規定する研究開発債務保証勘定において整理するものとする。

第6 附則

この法律は平成18年5月31日までに廃止するものとする。

第7 施行期日

この法律は、一部を除き、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

地方税法等の一部を改正する法律案（閣法第26号）

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

1 道府県民税及び市町村民税

個人の長期譲渡所得に対する課税の特例措置の適用期限を平成16年度まで延長する。

2 不動産取得税

一定の投資法人及び投資信託に係る不動産の取得に対する課税標準の特例措置を講ずる。

3 自動車税

平成13・14年度に新車新規登録された排出ガス及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車は、その排出ガス性能に応じ税率を軽減し、新車新規登録から一定年数以上を経過した環境負荷の大きい自動車は、税率を重くする特例措置を講ずる。

4 固定資産税及び都市計画税

震災等の事由により滅失し、又は損壊した住宅に係る土地について、やむを得ない事情により当該土地を住宅用地として使用できないものと認められるときは、震災等の発生後2年度分は、当該土地を住宅用地とみなして、課税標準の特例措置を適用する。

5 自動車取得税

(1) 低公害車（電気自動車、天然ガス車、メタノール自動車、ハイブリッド車）に対する軽減措置を平成15年3月31日まで延長する。

(2) 最新排出ガス規制適合車に対する軽減措置を創設する。

(3) 低燃費自動車に対する軽減措置について、対象を最新排出ガス規制値より25パーセント以上排出ガス性能の良い一定の低燃費基準を満たす自動車に限定したうえ、平成14年3月31日まで延長する。

(4) 自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法の改正後に、同法に規定する対策地域内で一定の排出基準に適合しない自動車を廃車して代替取得した自動車に対する軽減措置を延長する。

(5) 自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法の改正後に、同法に規定する対策地域外で一定の排出基準に適合しない自動車を廃車して代替取得した自動車に対する軽減措置を創設する。

6 軽油引取税

特約業者及び元売業者以外の者が軽油の輸入をする場合における当該軽油の輸入について軽油引取税を課するものとし、申告納付期限を当該軽油の輸入の時までとする。

7 その他の事項

(1) 株式等に係る譲渡所得等に係る課税の特例について、所得税において源泉分離課税を選択した場合の譲渡所得等を適用除外とする措置の適用期限を平成15年3月31日まで延長する。

(2) 企業組織再編成に係る税制の整備を行う。

(3) 非課税等特別措置の整理合理化等を行う。

8 施行期日

この法律は、一部の規定を除き、平成13年4月1日から施行する。

【附帯決議】

政府は、地方団体の行政需要の増大、引き続き厳しい地方財政の状況等にかんがみ、左記の事項についてその実現に努めるべきである。

- 1 地方税は地方団体の重要な自主財源であることにかんがみ、地方分権の進展に応じ、地方団体がより自主的かつ自立的な行財政運営を行えるよう、地方における歳出規模と地方税収入との乖離を縮小する観点から、課税自主権を尊重しつつ、国と地方の税源配分の在り方を見直し、地方税源の充実確保を図ること。
- 2 源泉分離課税を選択した株式等譲渡益に対しては、個人住民税が課税されていないことにかんがみ、課税の公平・適正化及び地方税源の確保の観点から、平成15年度以降においては、申告分離課税への一本化を図ること。
- 3 税制の簡素化、税負担の公平化を図るため、非課税等特別措置について引き続き見直しを行い、一層の整理合理化等を推進すること。
右決議する。

地方交付税法等の一部を改正する法律案（閣法第27号）

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

第1 地方交付税法及び交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部改正に関する事項

1 地方交付税の総額の特例

- (1) 平成13年度分の地方交付税の総額については、地方交付税法第6条第2項の額（法定5税に係る地方交付税額等）に、平成13年度における法定加算額5,983億円、臨時財政対策のための特別加算額1兆4,368億円、交付税及び譲与税配付金特別会計（以下「交付税特別会計」という。）借入金4兆3,487億円及び交付税特別会計における剰余金1,800億円を加算した額から、交付税特別会計借入金利子支払額6,329億円を控除した額とする。
- (2) 平成13年度の交付税特別会計借入金のうち、1兆4,369億円（通常収支に係る国負担分）及び7,229億円（恒久的な減税に係る国負担分）について、その償還金に相当する額を、平成19年度から平成28年度までの各年度の地方交付税の総額に加算することとし、当該金額を一般会計から、交付税特別会計に繰り入れる。
- (3) 平成13年度から平成15年度までの間に予定されていた交付税特別会計借入金の償還を平成19年度以降に繰り延べる。
- (4) 平成14年度から平成28年度までの地方交付税の総額について、5,211億円を加算するとともに、平成14年度及び平成15年度における一般会計から交付税特別会計への繰入れの特例を設ける。

2 基準財政需要額の算定方法の改正

地方団体の必要とする行政経費の財源を措置するため、平成13年度分の普通交付税の算定に当たり、基準財政需要額の算定の基礎となる単位費用の額を改定するととも

に、算定方法の簡明化を図るため、「港湾費」における漁港の管理に係る経費について、新たに測定単位を設ける。

第2 地方財政法の一部改正に関する事項

- 1 地方分権推進計画等に基づき、国庫負担金及び国庫補助金の区分の明確化を図る。
- 2 平成13年度から平成15年度までの間に限り、地方団体は、地方財政法第5条の規定により起こす地方債のほか、適正な財政運営を行うにつき必要とされる財源に充てるため、地方債（特例地方債）を起こすことができる旨の特例を設ける。

第3 公営企業金融公庫法の一部改正に関する事項

財政投融资改革に対応していくとともに、資金調達手段の多様化・効率化を図るため、資産担保型の財投機関債の発行等について所要の規定の整備を図る。

第4 首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部改正に関する事項

都府県分の利子補給措置及び市町村分の国庫補助負担率のかさ上げ措置について、同法の適用期間を5年間延長する。

第5 地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律の一部改正に関する事項

地方特例交付金等の算定の基礎となる法人事業税減収見込額の算定方法等について所要の規定の整備を図る。

公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第28号）

【要旨】

本法律案は、公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の有効期限について、関係地域の実情等にかんがみ、平成13年度以降も引き続き公害防止対策事業の促進を図るために国の財政上の特別措置を継続する等の必要があることから、同法律の有効期限（現行 平成13年3月31日）を10年間延長し、平成23年3月31日までとするとともに、廃棄物処理施設の設置の事業に係る国の補助割合について、平成18年3月31日までに定められた公害防止計画に基づく事業にあっては2分の1とし、平成18年4月1日以降に定められた公害防止計画に基づく事業にあっては2分の1以内で政令で定めることとしようとするものである。

郵便振替法及び簡易郵便局法の一部を改正する法律案（閣法第40号）（先議）

【要旨】

本法律案は、郵便振替の加入者たる金融機関の利便の向上を図るため払出しの特例を設けることとするとともに、国民年金の保険料についてこれを納付すべき者の郵便振替口座の預り金から払い出すことにより納付することができることとするほか、簡易郵便局における委託事務に国民年金の保険料の収納に関する郵政窓口事務を加えることとする等

を行おうとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

1 郵便振替法の一部改正

- (1) 国民年金の保険料についてこれを納付すべき者の郵便振替口座の預り金から払い出すことにより納付することができることとする。
- (2) 郵便振替の加入者たる銀行その他の総務省令で定める金融機関は、郵政事業庁長官の承認を受けて、当該加入者の口座で郵便貯金及び預金等の受払事務の委託及び受託に関する法律による事務の委託又は受託に係る資金の郵政事業庁長官との間の授受に係るものその他総務省令で定めるものについて、当該加入者が日本銀行において有する当座預金の口座への振込みによる払出しの取扱いを受けることができることとし、当該取扱いによる口座の預り金の払渡しのために必要な国庫金の払出しは、会計法第49条において準用する同法第15条に規定する日本銀行を支払人とする小切手の振出しによるほか、総務大臣が財務大臣に協議して定める手続によることができることとする。
- (3) その他所要の規定の整備を行う。

2 簡易郵便局法の一部改正

郵政事業庁長官が簡易郵便局の受託者と締結する委託契約により委託すべき事務に国民年金の保険料の収納に関する郵政窓口事務を加えることとする。

3 施行期日

この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

ただし、改正規定の一部については、平成14年4月1日から施行する。

消防法の一部を改正する法律案（閣法第61号）

【要旨】

本法律案は、化学物質の火災及び生産流通の実態等にかんがみ、危険物の保安の確保を図るため、危険物の品名を追加するとともに、引火性液体の性状を有する危険物の規制の合理化を図るため、引火点の上限を定める等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 火を使用する設備・器具等に関する事項

火を使用する設備等の位置、構造及び管理、火を使用する器具等の取扱いその他火の使用に係る火災の予防のために必要な事項を条例で定める際の基準を政令で定める。

2 危険物の範囲に関する事項

- (1) 消防法別表第五類（自己反応性物質）の項の品名欄に掲げる物品としてヒドロキシルアミン及びヒドロキシルアミン塩類を追加する。
- (2) 消防法別表第四類（引火性液体）の項第6号（第四石油類）及び第7号（動植物油類）の物品の引火点の上限を250度とする。

3 施行期日等

- (1) この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日

から施行するものとする。ただし、消防法別表第四類の項に関する事項は公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から、火を使用する設備・器具等に関する事項は公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

(2) 所要の経過措置を設けるものとする。

電気通信役務利用放送法案（閣法第67号）（先議）

【要旨】

本法律案は、最近の通信・放送分野における技術革新等による電気通信回線の広帯域化の進展にかんがみ、通信と放送の伝送路の共用に係る規制の合理化を図るため、電気通信役務を利用して行う放送の制度を設けようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

第1 目的

この法律は、電気通信役務利用放送の業務の運営を適正なものとすることにより、電気通信役務利用放送の受信者の利益を保護するとともに、電気通信役務利用放送の健全な発達を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする。

第2 定義

- 1 この法律において「電気通信役務利用放送」とは、公衆によって直接受信されることを目的とする電気通信の送信であって、その全部又は一部を電気通信事業を営む者が提供する電気通信役務を利用して行うものをいう。
- 2 この法律において「電気通信役務利用放送設備」とは、電気通信役務利用放送の用に供される電気通信設備をいう。
- 3 この法律において「電気通信役務利用放送事業者」とは、第3の1の登録を受けた者をいう。

第3 登録

- 1 電気通信役務利用放送の業務を行おうとする者は、総務大臣の登録を受けなければならない。
- 2 総務大臣は、1の登録の申請があった場合においては、3により登録を拒否する場合を除き、所要の事項を電気通信役務利用放送事業者登録簿に登録しなければならない。
- 3 総務大臣は、登録の申請をした者が本法に定める欠格事由のいずれかに該当するとき、又は申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事項の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。
- 4 登録の取消について所要の規定を設ける。

第4 業務

- 1 電気通信役務利用放送事業者は、他の電気通信役務利用放送事業者又は放送事業者の同意を得なければ、その電気通信役務利用放送又は放送を受信して、これらを再送信してはならない。

- 2 電気通信役務利用放送事業者は、有料の電気通信役務利用放送の役務を提供しようとするときは、その国内の業務区域における料金その他の提供条件について契約約款を定め、その実施前に、総務大臣に届け出なければならない。
- 3 放送番組編集の自由、国内放送の放送番組の編集等、番組基準、放送番組審議機関、訂正放送等、放送番組の保存、広告放送の識別のための措置、候補者放送、学校向け放送における広告の制限、放送番組の供給に関する協定の制限及び受託内外放送の放送番組の編集に係る放送法の規定は、電気通信役務利用放送について準用する。

第5 雑則

- 1 総務大臣は、第4の2により届け出た契約約款に定める提供条件が受信者の利益を阻害していると認めるときは、電気通信役務利用放送事業者に対し、当該契約約款を変更すべきことを命ずることができる。
- 2 総務大臣は、電気通信役務利用放送事業者がこの法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したときは、3月以内の期間を定めて、電気通信役務利用放送の業務の停止を命ずることができる。
- 3 総務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、電気通信役務利用放送事業者に対し、電気通信役務利用放送設備の状況その他必要な事項の報告を求め、若しくはその職員に、電気通信役務利用放送設備を検査させ、又は政令で定めるところにより、電気通信役務利用放送事業者に対し、電気通信役務利用放送の業務の状況の報告を求めることができる。

第6 罰則

罰則について所要の規定を設ける。

第7 施行期日等

- 1 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
- 2 政府は、この法律の施行後3年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

行政機関が行う政策の評価に関する法律案（閣法第87号）

【要旨】

本法律案は、行政機関が行う政策の評価に関する基本的事項等を定めることにより、政策の評価の客観的かつ厳格な実施を推進しその結果の政策への適切な反映を図るとともに、政策の評価に関する情報を公表し、もって効果的かつ効率的な行政の推進に資するとともに、政府の有するその諸活動について国民に説明する責務が全うされるようにしようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 行政機関は、その所掌に係る政策について、適時に、その政策効果を把握し、これを基礎として、必要性、効率性又は有効性の観点その他当該政策の特性に応じて必要な観点から、自ら評価するとともに、その評価の結果を当該政策に適切に反映させなければ

- ならない。
- 2 政府は、政策評価の結果の取扱いについては、予算の作成及び2以上の行政機関の所掌に係る政策であつてその総合的な推進を図ることが必要なものの企画及び立案に当たりその適切な活用を図るように努めなければならない。
 - 3 政府は、政策評価の計画的かつ着実な推進を図るため、政策評価に関する基本方針を定めなければならない。
 - 4 行政機関の長は、基本方針に基づき、当該行政機関の所掌に係る政策について、政策評価に関する基本計画及び事後評価の実施に関する計画を定め、それらに基づき、事後評価を行わなければならない。
 - 5 行政機関は、その所掌に関し、一定の要件に該当する政策として個々の研究開発、公共事業及び政府開発援助を実施することを目的とする政策その他の政策のうち政令で定めるものを決定しようとするときは、事前評価を行わなければならない。
 - 6 総務省は、2以上の行政機関に共通する又は2以上の行政機関の所掌に係る政策で、その統一性を確保し又は総合的な推進を図る見地から必要があると認めるものについて、統一性又は総合性を確保するための評価を行うとともに、行政機関の政策評価の実施状況を踏まえ、必要があると認めるときは、当該行政機関の政策について、政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価を行う。
 - 7 総務大臣は、6による評価の結果必要があると認めるときは、関係する行政機関の長に対し、当該評価の結果を政策に反映させるために必要な措置をとるべきことを勧告する。
 - 8 政策評価に関する基本方針、基本計画及び評価書等の公表並びに政策評価等の実施状況等に関する国会への報告等について定める。
 - 9 政策評価を円滑かつ着実に実施するために必要な措置を講ずる。
 - 10 この法律は、一部を除き、平成14年4月1日から施行する。
- なお、本法律案については、衆議院において、政府は、法律の施行後3年を経過した場合、法律の施行状況について検討を加え、必要な措置を講ずるものとする修正が行われた。

特定機器に係る適合性評価の欧州共同体との相互承認の実施に関する法律案（閣法第94号）

【要旨】

本法律案は、「相互承認に関する日本国と欧州共同体との間の協定」（以下「協定」という。）の適確な実施を確保するため、通信端末機器、無線機器及び電気製品に係る国外適合性評価事業に関する認定等に必要事項を定めるほか、電気通信事業法、電波法及び電気用品安全法の特例を定める等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 国外適合性評価事業の認定等

- (1) 国外適合性評価事業とは、通信端末機器等附属書又は電気製品附属書に掲げる欧州共同体の関係法令等に定める技術上の要件について、特定輸出機器に関し実施する適

合性評価の事業をいう。

- (2) 国外適合性評価事業を行おうとする者は、国外適合性評価事業の区分に従い、主務大臣の認定を受けることができるものとし、主務大臣は、認定をしたときは、当該認定を受けた者の名称等を公示するとともに、協定の定めるところにより登録のための手続をする。
- (3) 主務大臣は、認定の申請が、国外適合性評価事業の区分に応じ、協定の通信端末機器等附属書又は電気製品附属書に掲げる指定基準に即して主務省令で定める認定の基準に適合すると認めるときでなければ、その認定をしてはならない。
- (4) 主務大臣は、認定のために必要な国外適合性評価事業の実施に係る体制についての実地の調査の全部又は一部を、指定調査機関に行わせることができることとし、同機関について所要の規定を設ける。

2 電気通信事業法等の特例

- (1) 登録外国適合性評価機関とは、欧州共同体の適合性評価機関であつて、欧州共同体の指定当局が行う指定及び登録を受けているものをいう。
- (2) 登録外国適合性評価機関の適合性の認定等を受けた機器等は、電気通信事業法、電波法及び電気用品安全法に定める技術基準適合認定等を受けているもの等とみなす特例を設ける。

3 雑則等

- (1) 主務大臣は、認定のために必要な国外適合性評価事業の実施に係る体制についての実地の調査の業務を自ら行う場合において必要があると認めるときは、独立行政法人製品評価技術基盤機構に、当該調査の業務の全部又は一部を行わせることができる。
- (2) その他必要な処罰規定を設けるとともに所要の規定の整備を行う。

4 附則

この法律は、一部を除き、協定の効力発生の日から施行する。

電気通信事業法等の一部を改正する法律案（閣法第95号）

【要旨】

本法律案は、電気通信事業の公正な競争の促進を図る等のため、市場支配的な電気通信事業者の業務の適正な運営の確保、卸電気通信役務制度の導入、電気通信事業者間の紛争処理の円滑化及び基礎的電気通信役務の提供の確保のための措置を講ずるほか、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社が営むことができる業務を追加する等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

第1 電気通信事業法の一部改正関係

- 1 第一種指定（地域固定系）電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者の当該第一種指定電気通信設備を用いる電気通信役務の提供に関する契約約款以外の契約約款については、総務大臣に届け出ることをもって足りることとする。
- 2 総務大臣は、第二種指定（移動体系）電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者について、その最近1年間における収益の額の割合が総務省令で定める割合を超え

る場合において、他の電気通信事業者との間の適正な競争関係を確保するため必要があると認めるときは、一定の行為を禁止することができることとする。

- 3 第一種指定電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者について、それと特定の関係を有する電気通信事業者で総務大臣が指定するものとの間の役員の兼任を禁止するとともに、接続に必要な設備の設置や土地等の利用又は情報の提供等について、当該特定関係事業者に比して他の電気通信事業者に不利な取扱いをしてはならないこととし、その遵守のために講じた措置等について総務大臣に報告しなければならないこととする。
- 4 第一種指定電気通信設備及び第二種指定電気通信設備以外の電気通信設備の接続に関する協定並びに第一種指定電気通信設備以外の電気通信設備の共用に関する協定については、総務大臣に届け出ることをもって足りることとする。
- 5 専ら電気通信事業者の電気通信事業の用に供する電気通信役務である卸電気通信役務を提供する契約については、総務大臣に届け出ることをもって足りることとする。
- 6 第一種電気通信事業の用に供する線路等を他人の土地等に設置する場合の規定を整備する。
- 7 総務省に、電気通信事業紛争処理委員会（以下「委員会」という。）を置くこととする。
- 8 電気通信事業者間において、電気通信設備の接続に関する協定等の締結に関し、当事者間の協議が調わない等の場合、当事者は、委員会に対し、あっせん又は仲裁を申請することができることとする。
- 9 委員会は、その権限に属させられた事項に関し、総務大臣に対し、必要な勧告をすることができることとする。

第2 電気通信事業法の一部改正関係

- 1 基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者は、その適切、公平かつ安定的な提供の確保に努めなければならないこととする。
- 2 総務大臣は、基礎的電気通信役務の提供の確保に寄与することを目的として設立された公益法人を、基礎的電気通信役務支援機関（以下「支援機関」という。）として指定することができることとする。
- 3 総務大臣は、支援機関の指定をしたときは、基礎的電気通信役務を提供する第一種電気通信事業者を、その申請により、適格電気通信事業者として指定することができることとする。
- 4 支援機関は、指定を受けた適格電気通信事業者に対し、当該指定に係る基礎的電気通信役務の提供に要する費用が提供により生ずる収益を上回ると見込まれる場合において、上回ると見込まれる額の費用の一部に充てるための交付金を交付する等の業務を行うものとする。
- 5 支援機関は、その業務に要する費用に充てるため、適格電気通信事業者が指定を受けた基礎的電気通信役務を提供するために設置している電気通信設備との接続に関する協定を締結している電気通信事業者等から、負担金を徴収することができることとする。

第3 日本電信電話株式会社等に関する法律の一部改正関係

- 1 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社は、総務大臣の認可を受けて、地域電気通信業務の円滑な遂行及び電気通信事業の公正な競争の確保に支障を及ぼすおそれがないと認められる範囲内において、地域電気通信業務等を営むために保有する設備若しくは技術又はその職員を活用して行う電気通信業務その他の業務を営むことができることとする。
- 2 外国人等が日本電信電話株式会社の株式をその議決権の割合が3分の1未満となる範囲内において取得できるようにする。
- 3 日本電信電話株式会社は、当分の間、新株の発行による株式の増加数が総務省令で定める株式の数に達するまでは、総務大臣の認可を受けなくとも、その旨を届け出ることで新株の発行を可能とする。

【附帯決議】

政府は、本法施行に当たり、次の事項についてその実現に努めるべきである。

- 1 地域通信市場の競争が進展する中で、電気通信事業の公正な競争の一層の促進を図るため、非対称規制、特に、市場支配的な電気通信事業者に係る契約約款の認可等の適正な運用を図るとともに、その実施状況等を勘案し、その見直しを含め必要な検討を行うこと。
- 2 移動体・インターネットの急速な普及、地域通信市場での競争の進展等、市場構造の変化が進む中、電気通信事業者がその財務基盤を確立し、迅速かつ柔軟なサービス展開を行い、自主的に我が国のIT革命に貢献できるよう、その業務の在り方について検討を行うとともに、ベンチャー系電気通信事業者の育成と支援に努めること。
- 3 情報通信分野における独占禁止法違反事件に迅速・的確に対処すべく、独占禁止法の厳正な運用及び公正取引委員会の審査体制等の充実等に努めること。
- 4 光ファイバアクセス網の構築及びその開放を促進するため、公正競争の確保に配慮しつつ、より一層の規制改革の推進に努めること。
- 5 外資の本格参入等、通信市場のグローバル化が進展する中、我が国の電気通信事業者及び情報通信技術の国際競争力の強化の在り方や、国の安全及び通信主権の確保の在り方について速やかに検討を行うこと。
- 6 「規制改革推進三か年計画」(平成13年3月)におけるNTTの「自主的な実施計画」の取扱いに当たっては、本法の立法趣旨、国会における審議を十分に踏まえ、NTT株主の権利保護等の観点からNTTの経営の自主性を損ねることのないよう十分に配慮すること。
- 7 基礎的電気通信役務(ユニバーサルサービス)を確保するための制度の運営に当たっては、開始時期、交付金の決定方法等について早急に明らかにするとともに、同役務を提供する電気通信事業者等の経営や利用者の料金への影響についての実態把握に努め、その在り方について検討を行うこと。
- 8 市場構造の変化や通信技術の進展に対応するため、通信と放送の融合等を踏まえ、通信と放送に係る許認可等を含む規制の在り方の見直しについて総合的に検討を行うこと。
- 9 近い将来においてユニバーサルサービスになることが見込まれ、急速に普及が進んで

いる高速インターネットや移動電話サービス等について、早期に全国において公平かつ安定的なサービスの提供が図られるよう、必要となる公的支援の範囲の拡大と充実を図ること。

10 政府が保有するNTT株式の売却収入及び配当金の使途については、情報通信基盤高度化の実現に資するよう活用することとし、同株式保有義務についても、その可否を含め幅広い観点から検討を行うこと。

11 連結納税制度の早期導入について、引き続きその実現のため能動的な努力を行うこと。

12 今後、増加の可能性がある電気通信事業者間の接続等に係る紛争等の解決に当たっては、公正競争の促進、利用者利益の保護に配慮しつつ、迅速、公正な処理を図ること。

また、電気通信に係る規律等に関する事務を中立公正に行うため、電気通信事業紛争処理委員会について、その事務の執行状況、事務処理体制等を見つつ、公正競争確保の観点から、その在り方について総合的に検討し必要な措置を講ずること。

右決議する。

地方税法の一部を改正する法律案（閣法第98号）

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

1 道府県民税及び市町村民税の所得割の納税義務者が、平成13年10月1日から平成15年3月31日までの期間内に、所有期間が1年を超える上場株式等（以下「長期所有上場株式等」という。）の譲渡をした場合においては、長期所有上場株式等に係る譲渡所得の金額から100万円（当該譲渡所得の金額が100万円に満たない場合には、その金額）を控除するものとする。

2 施行期日

この法律は、平成13年10月1日から施行する。

行政書士法の一部を改正する法律案（衆第34号）

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

1 目的規定の整備

行政書士法は、行政書士の制度を定め、その業務の適正を図ることにより、行政に関する手続の円滑な実施に寄与し、あわせて、国民の利便に資することを目的とするものとする。

2 業務の明確化

行政書士は、他人の依頼を受け報酬を得て、次に掲げる事務を業とすることができるものとする。ただし、他の法律においてその業務を行うことが制限されている事項については、この限りでないものとする。

(1) 行政書士が作成することができる書類を官公署に提出する手続について代理するこ

と。

(2) 行政書士が作成することができる契約その他に関する書類を代理人として作成すること。

(3) 行政書士が作成することができる書類の作成について相談に応ずること。

3 行政書士証票の交付

日本行政書士会連合会は、行政書士の登録をしたときは、申請者に行政書士証票を交付しなければならないものとする。

4 その他

(1) 施行期日

この法律は、平成14年7月1日から施行するものとする。

(2) その他所要の規定の整備を図るものとする。

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律の一部を改正する法律案（衆第35号）

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

1 自動車等に損害を受けた場合における見舞金の支給

消防団員等公務災害補償等共済基金等が消防団員等の福祉の増進を図るため行うように努めるべき事業に、消防団員等がその所有する自動車等を消防団等の活動の円滑な遂行のために使用し、又は使用させたことにより当該自動車等に損害を受けた場合の見舞金の支給を追加するものとする。

2 施行期日等

(1) この法律は、平成14年4月1日から施行するものとする。

(2) その他所要の規定の整備を図るものとする。

放送法第37条第2項の規定に基づき、承認を求めるの件（閣承認第1号）
（平成13年度NHK予算）

【附帯決議】

政府並びに日本放送協会は、次の事項の実施に努めるべきである。

- 1 放送の社会的影響の重大性を強く自覚し、放送の不偏不党、真実及び自律を一層確保するとともに、放送倫理の確立と徹底を図り、人権に配慮した、正確かつ公正な報道と青少年の健全育成に資する豊かな情操を養う放送番組の提供に努めること。
- 2 協会は、その主たる経営財源が受信料であることにかんがみ、受信料制度への国民の一層の理解促進を図り、負担の公平を期するため、受信契約の確実な締結と収納の確保に努めるとともに、デジタル放送の普及、放送サービスの進展状況等を勘案しつつ、受信料体系の在り方について検討を進めること。
- 3 協会は、視聴者の一層の理解と協力が得られるよう、経営全般にわたる抜本的な見直しに取り組み、業務運営の効率化によって経費の節減にさらに努めること。
また、視聴者に対する説明責任を十全に果たし、事業運営の透明性を確保するため、本年7月から実施する情報公開に当たっては情報公開基準の適切な運用に努めること。
- 4 協会は、放送法の趣旨及び協会の公共性にかんがみ、関連団体等の業務の在り方等について検討を行い、また、関連団体等との連結決算の早期導入に向けた取組を進めること。
- 5 地上デジタル放送の円滑な導入に向け、デジタル化について視聴者への周知を図るための広報活動等を強化するとともに、アナログ周波数の変更対策については、視聴者の理解と協力の下に実施すること。
- 6 障害者や高齢者向けの字幕・解説放送等情報バリアフリー化に資する放送番組を一層拡充すること。
- 7 我が国に対する理解と国際間の交流を促進し、海外在留日本人への情報提供を充実させるため、映像を含む国際放送をさらに拡充すること。
- 8 協会は、地域に密着した放送番組の充実・強化を図るとともに、地域から全国への情報発信を一層促進するよう努めること。
- 9 情報通信技術の急速な進歩に伴う通信と放送の融合の進展等、放送を取り巻く環境の大きな変化に対応し、放送の公共性の確保、公共放送の使命・役割等、放送制度に関する見直しについて検討すること。

右決議する。

(4) 付託議案審議表

・内閣提出法律案（14件）

※は予算関係法律案

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
				委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
※2	恩給法等の一部を改正する法律案	衆	13. 2. 6	13. 3. 26	13. 3. 29 可決	13. 3. 30 可決	13. 3. 7 総務	13. 3. 15 可決	13. 3. 16 可決
※15	電波法の一部を改正する法律案	衆	2. 9	5. 30	6. 7 可決 附帯	6. 8 可決	4. 3 総務	4. 12 可決 附帯	4. 12 可決
※16	通信・放送融合技術の開発の促進に関する法律案	衆	2. 9	5. 28	5. 31 可決 附帯	6. 1 可決	3. 27 総務	4. 3 可決 附帯	4. 5 可決
※17	電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法律案	衆	2. 9	5. 28	5. 31 可決	6. 1 可決	3. 27 総務	4. 3 可決	4. 5 可決
※26	地方税法等の一部を改正する法律案	衆	2. 13	3. 16	3. 27 可決 附帯	3. 28 可決	2. 22 総務	3. 2 可決 附帯	3. 2 可決
			○13. 3. 16 参本会議趣旨説明 ○13. 2. 22 衆本会議趣旨説明						
※27	地方交付税法等の一部を改正する法律案	衆	2. 13	3. 16	3. 27 可決	3. 28 可決	2. 22 総務	3. 2 可決	3. 2 可決
			○13. 3. 16 参本会議趣旨説明 ○13. 2. 22 衆本会議趣旨説明						
※28	公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案	衆	2. 13	3. 16	3. 27 可決	3. 28 可決	2. 22 総務	3. 2 可決	3. 2 可決
			○13. 3. 16 参本会議趣旨説明 ○13. 2. 22 衆本会議趣旨説明						
40	郵便振替法及び簡易郵便局法の一部を改正する法律案	参	2. 23	4. 6	5. 11 可決	5. 16 可決	6. 12 総務	6. 19 可決	6. 22 可決
61	消防法の一部を改正する法律案	衆	3. 6	6. 21	6. 26 可決	6. 27 可決	5. 18 総務	5. 31 可決	6. 5 可決
67	電気通信役務利用放送法案	参	3. 9	5. 22	5. 29 可決	5. 30 可決	6. 12 総務	6. 21 可決	6. 22 可決
87	行政機関が行う政策の評価に関する法律案	衆	3. 21	6. 13	6. 21 可決	6. 22 可決	5. 24 総務	6. 7 修正	6. 8 修正
			○13. 6. 13 参本会議趣旨説明 ○13. 5. 24 衆本会議趣旨説明						
94	特定機器に係る適合性評価の欧州共同体との相互承認の実施に関する法律案	衆	4. 6	6. 22	6. 28 可決	6. 29 可決	5. 24 経済産業	5. 31 可決	6. 5 可決
95	電気通信事業法等の一部を改正する法律案	衆	4. 10	6. 6	6. 14 可決 附帯	6. 15 可決	5. 16 総務	5. 31 可決 附帯	6. 5 可決
			○13. 6. 6 参本会議趣旨説明						

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
				委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
98	地方税法の一部を改正する法律案	衆	5.24	6.8	6.19 可決	6.20 可決	5.25 総務	6.5 可決	6.7 可決
				○13.6.8 参本会議趣旨説明 ○13.5.25 衆本会議趣旨説明					

(注) 修正 修正議決 附帯 附帯決議

・本院議員提出法律案（1件）

番号	件名	提出者 (提出月日)	予備 送付	衆院 への 提出	参議院			衆議院		
					委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
14	特定非営利活動の促進のための地方税法の一部を改正する法律案	江田 五月君 外9名 (13.3.21)	13. 3.23		13. 3.26	未了				

・衆議院議員提出法律案（2件）

番号	件名	提出者 (提出月日)	予備 送付	本院 への 提出	参議院			衆議院		
					委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
34	行政書士法の一部を改正する法律案	総務委員長 御法川 英文君 (13.6.5)	13. 6.6	13. 6.7	13. 6.20	13. 6.21 可決	13. 6.22 可決			13. 6.7 可決
35	消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律の一部を改正する法律案	総務委員長 御法川 英文君 (13.6.5)	6.6	6.7	6.21	6.26 可決	6.27 可決			6.7 可決

・国会の承認を求めるの件（1件）

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
				委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
1	放送法第37条第2項の規定に基づき、承認を求めるの件	衆	13. 2.23	13. 3.26	13. 3.29 承認 附帯	13. 3.30 承認	13. 3.7 総務	13. 3.16 承認 附帯	13. 3.22 承認

(注) 附帯 附帯決議

(5) 委員会決議

—— 地方財政の拡充強化に関する決議 ——

現下の極めて厳しい地方財政の状況及び実行の段階を迎えた地方分権改革の一層の推進に資するよう、地方財政の中長期的な安定と発展を図り、地方団体の自主的・主体的な諸施策を着実に実行できるよう、政府は左記の事項について措置すべきである。

1 累増する巨額の借入金残高の償還が、地方団体の将来の財政運営を圧迫することが強く懸念されることにかんがみ、地方の一般財源の拡充強化に努め、その財政体質の健全化を図ること。

分権改革の一層の推進を図り、地方団体の財政面における自主性・自立性を高めるため、国から地方への税源移譲を含め税源配分の見直しを検討するとともに、課税自主権を尊重しつつ、税源の偏在性が少なく税収の安定性を備えた地方税体系を早急に構築し、地方税の充実強化を図ること。

2 地方財政が引き続き大幅な財源不足のため、平成8年度以降連続して地方交付税法第6条の3第2項の規定に該当する状況にあることにかんがみ、地方交付税の中長期的な安定確保を図る見地から、今後とも通常収支不足を解消する抜本的な方策を講ずること。また、国の一般会計を通すことなく、国税収納金整理資金から、直接、交付税及び譲与税配付金特別会計に繰り入れる制度を検討すること。

3 交付税及び譲与税配付金特別会計における借入金残高が平成13年度末に40兆円を超えることにかんがみ、その償還及び今後の特別会計借入れの在り方について、引き続き十分検討すること。

4 臨時財政対策債の元利償還については、将来において地方公共団体の財政運営に支障が生ずることのないよう万全の措置を講ずること。また、公債費負担に苦慮している地方公共団体の財政の状況にかんがみ、適切な負担軽減措置を講ずるよう、今後とも努めること。

5 地方団体の自主的・自立的な行政運営の実現に資するため、国庫補助負担金の整理合理化に当たっては、事務事業の廃止又は縮減を基本とすること。なお、国庫補助負担金を整理する一方で、同一ないし類似の目的を有する新たな国庫補助負担金を創設すること等を厳に抑制すること。国庫補助負担金の一般財源化に当たっては、国の責任を明確にするとともに、その内容、規模等を考慮しつつ必要な一般財源の確保を図ること。

6 地方分権推進法が本年7月に失効することにかんがみ、地方税財源の充実強化等地方分権の更なる進展を図るため、その体制整備について検討すること。

右決議する。